

重要な会計方針

1 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用している。

なお、退職一時金については費用進行基準を、また、特別教育研究経費及び特殊要因経費に充当される運営費交付金については、文部科学省の指定により成果進行基準又は費用進行基準を採用している。

(会計処理の変更)

特別教育研究経費及び特殊要因経費に充当される運営費交付金については、従来、期間進行基準を採用していたが、当事業年度より、当該運営費交付金について、文部科学省の指定により成果進行基準又は費用進行基準を採用することに変更した。

この変更は「運営費交付金債務の収益化における変更点等(平成17年1月31日 文部科学省)」において、当事業年度以降における運営費交付金債務の収益化の取扱いの変更点が明記されたことに伴うものである。

この変更により、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、当事業年度の運営費交付金収益は174,800円減少し、経常利益及び当期純利益は174,800円少なく計上されている。

2 減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物：2～49年

構築物：2～49年

機械装置：3～10年

工具器具備品：2～9年

船舶：2～5年

車両運搬具：2～6年

なお、受託研究収入により取得したものについては当該研究期間を耐用年数としている。

また、特定の償却資産(国立大学法人会計基準第83)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

無形固定資産

定額法を採用している。

法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいている。

3 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見込額は、基準第84第4項に基づき計算された自己都合退職による退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。

4 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法(定額法)を採用している。

5 国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

国等の財産の無償使用による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算している。

政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付政府保証債の平成18年3月末利回りを参考に1.770%で計算している。

国等からの無利子による融資取引の機会費用の計算に使用した利率

10年利付政府保証債の平成18年3月末利回りを参考に1.770%で計算している。

6 リース取引の会計処理

リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

リース料総額が3,000千円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式による。

8 会計処理の変更

学生募集経費の計上区分の変更

従来、学生募集経費は業務費のうち教育経費として計上していたが、当事業年度より一般管理費として計上することに変更した。

この変更は、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針の一部改訂(平成18年1月17日最終改訂 文部科学省・日本公認会計士協会)において、業務費及び一般管理費を区分する基準が改訂されたことに伴うものである。

この変更により、従来と同一の方法を採用した場合と比べて当事業年度の教育経費は12,223,984円減少し一般管理費が同額増加しているが、経常利益及び当期純利益に与える影響はない。

9 追加情報

「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針の一部改訂(平成18年1月17日最終改訂 文部科学省・日本公認会計士協会)による会計基準の解釈の明確化に基づき、従来、無形固定資産として計上していた教育、研究及教育研究支援のためのソフトウェアを、当事業年度において一括償却した。

この取扱いにより、従来と同一の方法を採用した場合と比べて教育経費が2,817,599円、研究経費が14,210,483円増加し資産見返負債戻入が同額増加しているが、経常利益及び当期純利益に与える影響はない。

貸借対照表

1 運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額は2,999,541,089円である。

- リース期間の中途において契約を解除することができないオペレーティング・リース取引の未経過リース料は以下のとおり。
貸借対照表日後1年以内のリース期間に係る未経過リース料 : 3,134,880円
貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係る未経過リース料 : 3,126,060円

キャッシュ・フロー計算書

- 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳
現金及び預金 : 789,300,868円
- 重要な非資金取引
ファイナンス・リースによる資産の取得 : 272,475,000円
国立大学法人施設整備資金貸付金償還時補助金による借入金の相殺 : 1,980,596,000円
- 科学研究費補助金の直接費に係るキャッシュ・フローは、業務活動によるキャッシュ・フローの区分に総額表示していたが、「財務諸表等の作成上の留意事項等について(情報提供)」(平成18年4月20日付け文部科学省)に従い、当事業年度より同区分に純額表示している。

国立大学法人等業務実施コスト計算書

控除すべき自己収入の範囲

従来、科学研究費補助金に係る間接経費は控除すべき自己収入の範囲に含めていたが、「国立大学法人等業務実施コスト計算書の記載方法について(情報提供)」(平成18年5月25日 文部科学省)に従い、当事業年度より控除すべき自己収入の範囲に含めていない。